

令和2年度決算に基づく栗山町健全化判断比率等の公表

令和2年度の健全化判断比率および資金不足比率は、財政健全化法の基準では「健全段階」に位置付けられる算定内容となりました。地方を取り巻く環境は、景気低迷による税収の減や地方交付税の削減など、依然として厳しい財政状況にあります。

こうした中、本町においては行財政改革推進計画「がんばる栗山プラン 21」に基づく、財政の健全化に向けた改革プランの着実な推進により、限られた財源の中で、「最少の経費で最大の効果を上げる」という自治体経営効率化の基本的考え方に沿って、健全な財政運営に努めています。

区分(指標名)	栗山町	早期健全化基準 (イエローライン)	財政再生基準 (レッドライン)
(1)実質赤字比率	— %	15.0 %	20.0 %
(2)連結実質赤字比率	— %	20.0 %	30.0 %
(3)実質公債費比率	11.7 %	25.0 %	35.0 %
(4)将来負担比率	54.1 %	350.0 %	—

【備考】

実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字比率は「—」で表示しています。

(1)実質赤字比率

令和2年度決算に基づく栗山町の実質赤字比率	－ % (赤字額なし)
普通会計(一般会計・北海道介護福祉学校特別会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、15.0%以上で早期健全化基準、20.0%以上で財政再生基準に該当します。普通会計において実質赤字額が発生していないことから、比率は算出されていません。	

(2)連結実質赤字比率

令和2年度決算に基づく栗山町の連結実質赤字比率	－ % (赤字額なし)
全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、20.0%以上で早期健全化基準、30.0%以上で財政再生基準に該当します。全会計を合算して、実質赤字額(資金不足額)が発生していないことから、比率は算出されていません。	

(3)実質公債費比率

令和2年度決算に基づく栗山町の実質公債費比率	11.7 %
普通会計が負担する地方債(建設事業に係る借入金)の元利償還金および準元利償還金(上下水道事業などの特別会計に対する繰出金や一部事務組合に対する負担金のうち、地方債の償還に充てられた額)の標準財政規模に対する比率、言い換えれば、単年度の一般財源に占める借金返済額の割合を表すもので、25.0%以上で早期健全化基準、35.0%以上で財政再生基準に該当します。実質公債費比率は過去3カ年の平均値で算出され、本年度は11.7%で、前年度11.4%より0.3ポイント増となりました。これは、今年度算定対象外となった平成29年度分の実質公債費比率(10.53409%)に対し、新たに算定対象となった令和2年度分の実質公債費比率(11.67588%)が約1.1ポイント増加したことが主な要因です。	

(4)将来負担比率

令和2年度決算に基づく栗山町の将来負担比率 (普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)	54.1 %
普通会計が将来負担すべき実質的な負債(地方債の残高、公営企業債などへの繰出見込額、退職手当負担見込額、第三セクターへの負担見込額など)の標準財政規模に対する比率、言い換えれば、普通会計が今後負担すべき負債額が単年度の一般財源の何年分であるかを表すもので、350.0%で早期健全化基準に該当します。本年度は54.1%で、前年度62.9%より8.8ポイントの減となりました。これは、将来負担額である地方債現在高の減が主な要因です。	

(5)各公営企業における資金不足比率

令和2年度決算に基づく栗山町水道事業会計の資金不足比率	— %(資金不足額なし)
令和2年度決算に基づく栗山町下水道事業会計の資金不足比率	— %(資金不足額なし)
令和2年度決算に基づく栗山町住宅団地造成事業特別会計の資金不足比率	— %(資金不足額なし)
令和2年度決算に基づく栗山町工業団地造成事業特別会計の資金不足比率	— %(資金不足額なし)
各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、資金不足額は発生していません。	

【連結の対象となる会計】

- ・普通会計～一般会計・北海道介護福祉学校特別会計
- ・公営企業の特別会計～水道事業会計、下水道事業会計、住宅団地造成事業特別会計、工業団地造成事業特別会計
- ・公営企業以外の特別会計～国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計

【標準財政規模とは】

地方公共団体が標準的な行政運営を行う場合に、収入されると見込まれる一般財源の規模を表したものです。地方公共団体の財政規模には、国庫補助金や地方債など特定の財源も含まれており、これを基に単純比較することが難しいことから、地方税や地方交付税など経常的に収入される一般財源(使途の制限されていないもの)で比較するものです。健全化判断比率は基本的に、この標準財政規模に対する割合を求めています。